

**滋賀県告示第 476 号より関係部分を抜粋**

滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 11 条第 1 項の規定による制限措置を次のとおり定め、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三日月 大造

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
やな漁業	2 者 (ただし、操業区域ごとに 1 者とす る。)	—	—	1 長浜市大井町地先姉川 J R 橋下流 340 メートルの地点から下流 80 メートルの地点までの区域 2 長浜市唐国町地先田川の上流側カルバート入口の上流 3 メートルの地点から上流 50 メートルの地点までの区域 2 長浜市唐国町地先田川の上流側カルバート入口の上流 3 メートルの地点から上流 50 メートルの地点までの区域	2 月 1 日から 12 月 15 日まで	許可を受けようとする区域で現にやな漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。

**滋賀県告示第 6 号より関係部分を抜粋**

滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定するやな漁業の許可または起業の認可の申請期間を次のとおり定める。

令和 3 年 1 月 5 日

滋賀県知事 三日月 大造

令和 3 年 1 月 5 日から令和 3 年 1 月 26 日まで